

東通村地域振興商品券に係るQ&A

Q：対象者は誰ですか。

A：対象者は、基準日（令和3年10月1日）において、住民基本台帳に記録されている方です。また、同日現在において住民基本台帳に記録されている方で、母子手帳の交付を受けている方です。

Q：基準日（10月1日）に生まれた子どもは、対象となりますか。

A：対象となります。

Q：他市町村で母子手帳の交付を受けていますが対象となりますか。

A：対象となります。

Q：基準日（10月1日）以降に亡くなった人は、対象となりますか。

A：亡くなられた方についても、対象者とみなします。

Q：生活保護受給世帯（住民税非課税世帯or年金受給世帯or失業保険受給世帯等）の人は、対象とならないのでしょうか。

A：生活保護の被保護者（年金受給世帯or失業保険受給世帯等）であることに関わらず、すべての村民が対象となりますし、収入による条件もありません。

Q：外国人は対象となりますか。

A：住民基本台帳に記録されている外国人は、対象となります。

外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため、対象となりません。

Q：商品券を受け取るにはどのような手続が必要ですか。

A：手続き等は不要です。10月中旬までにお手元へ郵送させていただきます。

Q：商品券を受け取るのは、誰になるのですか。

A：村民ひとりひとり宛て個別に封入し、世帯分をまとめて郵送させていただきます。

Q：世帯主は東通村に住んでいるが、世帯員である自分は東通村にいない。

A：住民登録されている住所への郵送とさせていただきます。

Q：基準日以降に引っ越し予定ですが、その場合も対象となりますか。

A：対象となりますので、日本郵便の転送サービスをご利用いただき、転居先への転送手続きをお願いいたします。

Q：使用期間について教えてください。

A：10月20日から令和4年2月28日までの間に使用ください。

Q：商品券はどこで使えるのですか。

A：村内の店舗などです。詳細は、商品券配付時に同封される「取扱店一覧」でご確認下さい。

Q：おつりは出ますか。

A：おつりは支払われません。例えば、800円のお買い物をした場合は、商品券1枚（500円）と現金300円をお支払いいただくこととなります。

Q：商品券を紛失してしまったor破いてしまった。

A：多少の汚れは問題ありませんが、再発行はできませんのでお金と同様に扱ってください。

Q：税金や水道料金の支払いに使えますか。

A：公共料金には使用できません。地方公共団体のお金の出し入れは、現金、口座振替または証券（小切手など）の納付を義務付けているため、商品券はこれに当たらないからです。

<問合せ先>東通村 企画課 ☎ 0175-27-2111（内線221~223）